

懷舊記事

三

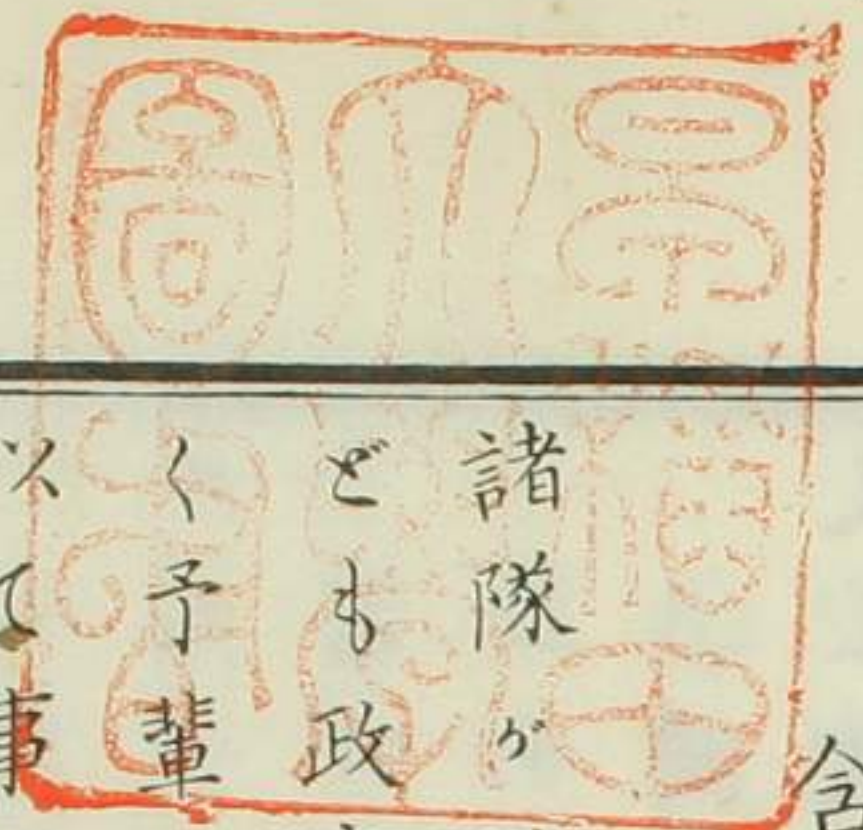
伊5

745

3



伊予門
號 745
卷 3



懷舊記事第三卷

含雪居士口述

秋月新太郎筆



諸隊が祈願の爲め參籠せしより已に一週日を経る
ども政府よりハ更ニ何等の命令も無し予ハ以爲ら
く予輩ハ國是挽回の方畧を定め百折不撓の精神を
以テ事を必成ニ期シ神明ニ祈願するも未ダ其效驗
を見ズ數日滯留して政府の意想を窺ふも更ニ其眞
相を視ること能はず事此ニ至る上ハ此際長府侯利毛
左京ニ依頼するの外何るべからばと依テ諸隊會議
所ニ會合して予ガ意見を陳述せしニ衆議之を可ト

懷舊記事 卷之三

して茲は一決しり。當時防長二州ハ盡く俗論の壓する所たきども幸は同侯のみハ大義名分を明りして堅く執て動らざるを以て之は依て挽回の策を施さんと欲しるふり

十一月十二日萩の政府ハ輕舉暴動の罪を幕府に謝せんが為は益田福原國司の三大夫は自盡を命じ

益田大夫名ハ親施、右衛門介と稱し、初め彈正、時年三十二、○福原大夫名ハ元佃、越後と稱し、時年五十、

○國司大夫名ハ親相、信濃と稱し、時年二十四、又三大夫の謀議に參しる宍戸左馬之助、佐久間佐

兵衛、中村九郎、竹内庄兵衛等を斬る處しり、宍戸ハ實名眞激、國學を善くし、和歌は長は、藏元役

しり、死年六十一、○佐久間ハ即ち赤川淡水ふり、弱

冠水戸は遊び、會澤恒藏の門に入り、夙は勤王の説

を唱ふ、後藏元役しり、死年三十二、○中村ハ即ち道

太郎、佐久間の兄ふり、政務座役しり、死年三十七、○

竹内ハ藏元役たり、死年四十二、予輩の前議に依り又一書を草し浦大夫は託して萩

へ差出しり其文は曰く諸隊歎願の情實、委細上野殿まで申上、御取次奉頼

候處、今以て何たる被仰出も無之、御國論恢復の御處置無之のみからば、三大夫以下參謀の人々まで既は御處置有之候は付てハ、天下は對し御名義も全く滅し、人心沸騰し、逆も鎮靜難出來候へども、深

く 君上御直書の旨を奉體し、近日外患相迫り、不
日相渡候様相聞候間、暫く人心の方向を換へ、外患
より向ひ申候、先日諫早已次郎持論の通りよて、全
く 君上を欺き奉り、悉く正士を殺戮し、乍恐御兩
國を餌とし、遂に 君上を以て賊と委せんと、
俗論の甚しき大逆無道、人神共怒る、私共痛憤悲
泣、俱に天を戴くを欲せ候、此上御遷延被遊候て
ハ、鬱屈の人氣一時に發し、潰決滅裂、如何様の大變
相生し候哉も難計、何卒速に御實行御揚げ被遊、奸
邪御誅斥有之候て、御國是御復舊被遊候様、御申上
被下度、奉懇願候以上、
甲子十一月 諸隊總督中

十五日諸隊を擧げて山口を去り湯田に至りて五卿
を奉り十七日長府に著陣し十九日左の書を長府侯
に上せり

奉申上候口上の事

此度諸隊一同御府下へ罷出候趣意ハ、京師の事起
り候以後、御國論御移動有之候様乍恐奉存候間、
越を不顧、追々上言仕候處、御採用の命を蒙り候へ
ども、其後絶て御實踐無之、俗論愈時を得て、恭順の
御誠意を誤り、武備も廢し、名義も御失ひ被遊候て
ハ、不相濟と存詰め、山口大神宮常榮公に參籠仕、丹
誠を以て歎願仕候處、三大夫以下の人々まで御處
置有之、諫早已次郎の持論を承り候處、全く 君上

を欺き奉り、天幕へ御敬忠被遊候御至誠を飾り、京師變動の虚に乘り、賊軍を以て官軍とし、薩會の私計を以て天下の公論とし、名義の存亡、事體の本末をも察せし、悉く正士を殺し、兩國を餌とし、終いに君上を以て賊とし、邪説欺罔の甚しき、大逆無道、人神共怒る、實は痛憤悲泣に堪へず、右に付人心憤懣、如何様の變を生じ候哉も難計、殊に萩表にては、諸隊は逆名を歸し、君意を借りて滅滅せんとするの聞え有之、萬一千戈を邦内は動かし候様立至り候ては、奉惱君上候儀、深く奉恐入候處、目下外患相迫り、不日押渡候様子、報知有之候間、暫く人心の方向を易へ、鎮靜の爲め、五卿様御供

申上げ、直様御府下へ罷出候、閣下御正義飽まで御維持被遊候儀、諸隊一同奉敬慕候へば、何卒宗藩の危殆を思ひ、諸隊の誠意を憐み、國是の不可揺動所以を御熟慮被下、五卿様清未候と御協謀被遊、諸隊歎願の趣を以て、宗藩を御輔翼被下候様、一統不堪切願、萬奉依頼候、私共是迄の趣意に、追々の建白書別冊呈上仕候間、御清暇御瀏覽被下置候様奉願上候、頓首謹言、

甲子十一月

- 御 楯 隊 中
- 奇 兵 隊 中
- 膺 懲 隊 中
- 八 幡 隊 中

遊擊隊中 其外同志中

又其執政の面會し防長二州の己は一片の妖雲は覆
をまゝするも獨り侯の大義名分を執り巍然として特
立せらるるを以て侯は依頼して以て我等の微忠を
君公は貫徹し挽回の機を得んことを惓願するの旨
を陳辨ししり執政は其旨を言上せしり侯は其意を
諾せらまゝしりと云へり
是時は當り幕府の先鋒總督を使者を派して三大夫
の首級を檢視せしめ山口城を毀つ命を下し且君
公父子を萩の寺院に移して閉居せしめ又公卿を太
宰府に遷し以て恭順謹慎の實を表し後命を待つべ

き旨を傳へしめしり此の如き情勢は立至りしれば
梶杜駿河の使命を帯びて萩より來り諸隊は告げて
曰く方今實は容易ならざる時節なれば決して粗暴
の舉動ある可からば己は幕府より五卿西遷の命も
何れ此旨宜しく了知をべしと諸隊は之を聞き甚ど
激昂し之を以て大義は背くの舉とみか其命を
奉ずるを肯せば是より先き赤根武人の歸省して諸
隊の山口を發せんとするに際して歸隊ししるが此
時に至りて説を為して曰く國內は於て兩黨相争ふ
ときハ事為を可からば余は萩は赴き將は十全の處
置を施す所あらんとす予は其形迹疑ふべきはる
を見て時山直八をして之は副たらしむ二十五日赤

根ハ遂ニ萩ニ入り頗る老成の風を粧ヒ兩黨混和の説を發シこるニ依リ萩の俗論黨ハ大ニ之を納レ赤根を以テ周旋の局ニ當ラシめんと望みコリ此日萩の政府ハ再び梶杜駿河を諸隊ニ使セシ免て幕府の命を傳ヘ至急公卿を筑前ニ遷移スベキことを以テセリ諸隊ハ猶屢々其不可ふるを陳シ反覆討議シテ止マズ是ニ於テ予輩ハ公卿の内一人を奉トテ萩城ニ至リ兼テ心ニ期シこる大英斷の策を決行せんことを謀リこるニ諸隊一同異議ふく之ニ決シこり是より先キ二十二日杉徳輔ハ兩公の内命を以テ諸隊鎮靜御用掛ト為リ長府ニ來リ高杉等ト事を議シ伊崎在番寺内彌次右衛門目付役兼を諭シ金若

千を諸隊ニ付與セリ二十九日諸隊ハ杉ニ託シ歎願書を世子君ニ上まリ其文ニ曰ク臣等恐懼々々奉密疏候夫國家の大計廊廟の深謀臣等么麼微賤の者の敢テ議をベキ所ニ非ズ伏惟るニ思テ不言ハ不忠の罪言テ僭越の罪を得るヨリも甚シ況ンヤ國家の安危名義の存否此時ニ在リ況ンヤ明君賢主ニ遭逢シ奉リテ千歳一時之日ニ當リ城狐社鼠の威を恐き默々トシテ止むベケンヤ城門之災池魚亦免る能むズ臣等杞憂ニ堪ヘズ依之先般以來斧鉞之誅を顧シ忌諱ト犯シ奉リ十數度まで上疏仕リ乍恐御國是を論ト奉リ候處獻芹之微忠蟻蝨之情實君聽ニ達セズレ讒謗

之言廟堂は満ち却て亂賊奸黨の名を被り御前の
會議既は追捕の計を獻し候者も有之由幸は仁恩
如天御寛宥を蒙り候へども奸邪之怨讟愈甚しく
輕舉暴動之誹譏愈起る臣等泣血流涕不知所為乍
恐五卿様長府清末二賢侯は依頼し奉り御國是
の恢復を希望仕候然れども臣等區々の情實は至
りては竟は明らならぬ今日も鎮撫の御使を賜り
明日も鎮靜の命を受く歎願の微意は至りては置
て問てきば臣等至愚かりと雖も豈暴亂を好まん
や誠小内争ハ外寇の所乘蕭牆之憂聖人も亦懼る
るを以て今日才で沸騰の人心を押へ候處俗論の
輩却て追討を畏れ候様申候由臣等素より以一死

為分今日に至り唯臣節を盡せんと能わざるを恐
る豈奸邪の輩を畏まんや所頼は御兩殿様寛大
の慈決して臣等の微誠を御憐察可被遊但し物論の
蒙蔽はより未だ左右は達せざる而已然れども遷
延曠日ふれば國家の事愈不可復正邪氷炭終は兩
立すべからば天は歸て哭泣敢て密啓を以て尊
威を犯し奉る所以は御座候臣等謹按は事物は大
小の別あり理勢は大小の分ふ天下の大と一國
の小と以て異なることなり癸丑戊午以来天下の
形勢ハ申すは及をば壬戌四月以後の儀ハ天幕
の御周旋其間御親歴被遊候へば事體の得失素
より御洞知被遊聖天子確定之叡念幕府苟

媿の處置、會薩矯偽の奸、人心歸向の方、一々御了覽被遊候事、御座候へば、縷々申上ぐるに及む候、但去年八月十八日の變、正邪真偽の大關頭、御座候へば、篤と御熟思被遊候へば、今日御兩國の御處置、不費多言分明、御坐候えんと奉存候、今日防長の形勢へ、則ち去年八月以後天下の形勢と毫釐の異も無之、御兩殿様去年八月以前の真、敕を御確守被遊薩會奸賊の流、御染不被遊候へば、臣等今日に至り、御兩殿様去年以來の御誠意を棄て、邪黨擁蔽の言を奉ずること能えんや、獨り奉むる能えざる而已らば、我々君上をして、御祖宗様以來の御正義廢して一時の妄舉とふり、千秋の御

名義亂きて天下の物笑さかり、上聖天子は辭ふく、下萬世は辭ふく、中天下の有志は辭ふらむ、臣等とひ奉せんと欲をも豈可得哉、先般以來十數の上疏、追々尊覽を瀆し奉り候儀と奉存候、其條目一は曰く三大夫を處するに寛宥の典を以て、二は曰く武備を整修して奸賊を拒ぐ、三は曰く政府の委任を專らして讒邪を防ぐ、四は曰く岩國の周旋を止て政柄を正し、五は曰く山口へ御歸被遊候て人情を定む、六は曰く俗論を退けて國是を建つ、其大要を總て言へば、唯不失名義の一語、有之候、此等の議論、喋々奉建、白候程の儀、も無之、今日國難の時、當り、應援の可恃ふく、獨立の名義を

頼み、兩國を死地、陷ま候儀、無策の甚きもの、
して、土地を割き大臣を戮し、首級を獻し、仇敵は媚
び、君上を不義に陥れ、一身の苟安を謀る如きの
奇策妙謀あるは、正の正義の無策を棄て、邪説の
妙策を取り、目下の近害を遁れ、太平の故習は返を
こと、誰は是を悦むざらん、今日一國の人、皆其説を
主張すること、其理なきはあらば、獨り如何せん、天
下の名義、萬世を経て亂るべからば、百代の公義、一
時を以て易ふべからば、若し徒ら一時の利害而已
を計らば、馬關の攘夷も無策の甚きと謂ふべし、
昌平偷懦の人を驅馳し、器械兵備の恃むべきは、
五洲萬國の強虜を引受け、堅大機速の砲舶は向ひ、

萬々勝算なきは、不待智者して知ま候へども、神
州不磨の國是、真正無私の叡慮を奉り、御勇決被
遊候御誠意、たとひ敗亡を致し候とも、天地神明は
愧ぢざる御處置萬々可被為立、知て為之は、萬不得
不為之理あるを以て而已、楠公之智楠公の畧を以
て、豈南朝の終は不可保を知らざらんや、前は武家
可愛の利あり、後は官家可恃の故ふし、其身湊川の
霜と消るのみならず、其子を留め、其孫其族を留め、
全家の血肉を以て殉國の枯骨とす、其感激する所
は南木尊坐の一夢而已、其依恃する所は正統名義
の一路而已、其心其事素より、御兩殿様の御欣慕
被遊候所と奉存候、延元帝有為の志、千載は超出

被遊候へども、尚女寵嬖幸の御惑有之、楠公の策用
ひられざとも、不負朝廷猶且如此、今日聖天子
の御聰明、大有為の御雄姿、乍恐延元帝、御勝
ま被遊候へば、薩會壅蔽の雲霧、宇宙、彌騰と雖
も、天日赫々未ど曾て一分の缺蝕も無之、不知者ハ
薩會の壅蔽を以て坊門清忠、比、喩を引き義を
失ふの甚しき候、真天子の真睿慮、御動搖有之
候歟と疑ひ奉る者も有之候へども、臣等を以て觀
る、薩會の奸ハ、尊氏兄弟北朝を擁立して朝敵の
名と遁ま、正統を排擯するの故智を踐み、近日、至
り獻毒の逆計を逞うせんと、是を以て、睿慮の
御動搖無之と知るべし、御兩殿様楠公の時、御

遭逢被遊候へば、尊氏兄弟の願使、隨ひ、北朝、御
媚可被遊哉、三木一草干戈を輦轂の下、動り、北
條氏を亡し、楠和田新田諸公屢々京師を攻焚し、足
利氏を討し候へども、朝敵の名ハ北條足利あり
て、南方の諸公、在らば、今日の南朝ハ、去年八月以
前の睿慮、よして、八月以後の偽動ハ、則ち昔日の北
朝ふり、七月京師の事、名づけて暴動とも可申候へ
ども、其由て起る所ハ、去年八月の變、在り、其本を
論ぜずして、其末を論むべけんや、楠公以下を指て
朝敵とする者ハ、足利氏の私言、よして、萬世の公論
ハ、非、然ま、今日征討の兵ハ、薩會の姦謀、よして、
真正の朝命、あらば、楠公朝敵の名を受とも、死

して北朝は従て、御兩殿様征討の兵を受とも、
豈真正の 睿慮は逆ふへけんや、薩會獻毒の邪謀
豈北條氏流 帝の逆計は劣らんや、要之、京師の變
は去年八月は起原し、八月の事の真偽の大關は御
座候、若し八月の事由、御兩殿様は有之候は、今
日の至るを待たば御改被遊候もん、苟も薩會の矯
救は出で 御兩殿様の御過は無之候は、何ぞ
俄は今日の御變動有之候もん哉、今日に至り國是
御變動有之候程なら、八月以前の 睿慮を御奉
は被遊候も御過りと可申哉、七月の變一時の暴舉
は近く御恐縮被遊候段、御誠意の在る所、誰か思
召を體し奉らざらんや、既は三大夫御除き相成、乍

恐 御兩殿様深く御慎被遊候へば、御誠心の天地
鬼神は要質して憚ることあり、此上の武備を充實
し矯の奸賊を御拒被遊候事御當然と奉存候、
若し内は防戦の用意、外は恭順を表して、御誠
意の至極は非び、いづくまでも敵の蹂躪は任せ、御
至誠を御表し被遊と申候は、止戦講和一時の權
謀と被仰出候一時の權謀は、御至誠はあらざる歟、
然もは紛紜の議を用ひ、去年八月の事を以て、今
日の御處置は決定可仕と奉存候、唯此所より御擴
充被遊候は、前段申上候箇條一々不及辯説、御措
置の方難立事、有之間敷、況や形勢を以て人を嚇
し、實を畏きて虚は乘るの外、冠、畏るゝは足らざる

をや、況や名義消滅可愧、外寇の可畏より甚しき
者をや、八月十五日同晦日被仰出候御直書を以
て、御兩殿様御決心の御雄斷乍恐奉伺候處、豈圖
んや、邪説の壅塞愈甚しく、國事終る今日に至る、死
者復生をべうらび、生者の悉く縲紲に在り、臣等至
愚の性、疏遠の身、乍恐怖疑惑の心を生ぜざるこ
と能はば、痛憤悲涕、控告する所あり、臣等區々の微
誠、御前より不達候て、死を雖も目を瞑せば、一
同丹心を吐露し、萬分の鴻恩を報むるを得候はば、
生前の本懐、不過之奉存候、臣等敢て暴亂を好む
あらば、犬馬の至情を御垂憐被下置候様、不堪懇願
奉存候、先般以来御國是に於て、決て御變動不被

為在候段、度々被仰出、欣躍恐懼の至り奉存候、臣等
區々の心は於て、敢て不奉疑候へども、至愚の性
疏遠の身、耳目の見聞する所、道路の誦説する所、畏
怖の心おきことを免まば、今ハ備前肥前筑前對馬
大村平戸柳川の諸藩、猶且御國の為に憂を抱き候、
萬一英傑の主、勇斷の君、天下の為に、奸賊を除き、御
國の為に邪黨を斃し、天日の光明を捧げて、雲霧の
昏迷を拂ひ候はば、乍恐御兩殿様何の辭を以て、
天下に御謝し可被遊哉、其時に至り、讒邪の頭顱數
百を懸示し候とも、御國辱を洗ひ難しと奉存候、無
策の策却て妙策に勝り候儀も可有之哉、臣等情事
切迫言語詭激、不知忌諱、罪當萬死、謹上疏俟罪、

甲子十一月

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-------|
| 奇 | 御 | 膺 | 八 | 遊 | 其外同志中 |
| 兵 | 楯 | 懲 | 幡 | 擊 | |
| 隊 | 隊 | 隊 | 隊 | 隊 | |
| 中 | 中 | 中 | 中 | 中 | |

尋て又書を上りたり其文は曰く
 五卿様御儀は付、公明正大の御處置方、建言仕候様
 被仰出奉畏候、從來公卿様防長へ御依頼被遊候儀
 も、皆公明正大の御心事は有之候へば、今更別段公
 明正大の御處置と申へ有之間敷奉存候、去年八月、
 奸邪矯、教之變有之候は付、公卿様方不得止事

輦下を御離を被遊、是非とも 朝議挽回、叡旨天
 下は貫徹相成候様、思召し込ませられ、防長之正義
 は御たより被遊候御事は候、尚不御兩殿様も、素
 より正義を維持し、真正の叡旨を奉り、朝廷恢
 復の御思召を以て、是迄五卿様と乍恐死生を俱
 被遊候、御決意と奉伺候、何れも天下の御為、一己
 の御私意は不被為在候へば、何國迄も御扶助被遊
 御復位御復職相成候様、御周旋有之度、尤御艱虞の
 時は當り、假令夫迄より御出来不被遊候とも、他國
 へ御引渡相成候様立至り候ては、是迄の御信義も
 難相立、公卿様を賣り國難を遁を候の謗は免を難
 く、天下後世は對し、名義不相立、公明正大の御心事

も全く曖昧不明の儀と相成可申候、且今日追討の
兵ハ、今七月の事を名とし、去年八月の事を主とし
候儀は無之候へハ、五卿様御留り有之候とて、御申
譯無之儀ハ決て無之、五卿様御渡し相成候ハ、却
て八月以後の御申譯難相立候と奉存候、乍併八月
以前の 叡旨をも、全く御遵奉無之御思召候ハ
ハ、五卿様御渡方相成候て可然奉存候、總て御國是
の上は於ても、去年八月の處は屹度御著眼不被遊
候てハ、今七月の事を御辨解被遊候とて、終はハ眞
正不拔の 敕意をも御蔑如被遊候様相成可申候、
何も公明正大の四字、能々御熟慮被遊候様、乍恐奉
存上候、頓首謹言、

甲子十二月八日 諸隊各中
十二月八日赤根ハ萩より長府に歸り諸隊長を會し
萩の景況を陳べ并は自己の正邪混和説を述べり、
然るに正俗の議論ハ始めより大に反對し、氷炭相容
まざるの勢ふれば今更之を混和せんこと到底為し
得べからざるの事ふまば、隊長中皆赤根の論に反抗
し一人も之を可とするものなく皆大に赤根の心事
と疑へり、曩は赤根ハ俗論黨が山口より来り岩國侯に
依りて濫りて政府を改革し君側を黜陟せし時ハ際
し突然歸省して其衝を避け國家の危急を傍觀しと
るが如き舉動ありしは今又此の如き説を出し大に
隊長以下の素志は背戾し名望を失ふに至りしこと

ハ蓋し彼が自ら招ける所ふり
此間御堀野村兩人ハ歎願書を所持し廣島に至り
尾張大納言ハ陳情せんと謀りしが遂は行はざ
りき

是時高杉谷三梅之助と稱名又ハ博多より長府ヨ来り
與ハ國事ハ盡さんことを議せしハ赤根ハ高杉の智
謀才畧を忌みて之を納れざるハ由り高杉ハ遂ハ別
ハ一策を立て遊撃隊の總督石川小五郎後ハ河瀬安
孝等ハ謀り其兵を以て馬關を取り之ハ據らんとす
るの議を為し予ハ福田と共に之を止めて此方畧ハ
宜しく一同力を合せし後ハ之を決行をべし今ハ在
て力を分つハ不可ふりと高杉肯んせし十四日夜大

ハ雪ふる高杉將ハ長府を發せんと以て福田ハ馬を扣
して激争したるも遂ハ聽り從つて馬關ハ赴きたり
十六日早天高杉ハ新地役所を襲撃し兵を置いて新地
を守備せしめ又軍艦を奪ひ我が用ハ供せんとて直
ハ馬關の飛船ハ乗組して三田尻ハ至り癸亥丸の船
將ハ説くハ時勢の切迫ふるを以てしたるハ船將も
亦俱ハ國ハ盡さんことを諾せしハ由り乃ち之を馬
關ハ廻漕碇泊せしめ以て防禦ハ充てたり是ハ十九
日此時癸亥丸ハ乗込たる人員ハ高杉石川の外ハ所
郁太郎、新坂小太郎、清水彦九郎本ハ上藩細川左馬之助、實ハ
池内後藤深造實ハ上玉川壯吉、今ハ正章、中島作太郎、今ハ
藏太、後藤深造、田宗兒、玉川壯吉、今ハ正章、中島作太郎、今ハ
信細木元太郎、真田四郎土ハ上野唯人、實ハ中柴三郎
行

兵衛實久平川邊又太郎福上益田一、高橋貫助以上澤
 田震太郎今上宮田半四郎實久平筑波小二
 郎因今枝恭藏園村松信夫水戸の二十名ふり
 十七日諸隊ハ遂ニ悉ク長府を發シ三條西と四條と
 の二卿を奉ト萩ニ向ふ是日予ハ諸隊ニ後きて獨り
 發せり發するニ臨み更ニ感むる所あり左の和歌を
 詠じ

吳竹の世乃うきあしの杖と笠おひひつる牙をうけりうなる
 遂ニ髡首して藍輿ニ乗リ黄昏吉田ニ達せり到るハ
 則ち赤根ハ己ニ事ありと稱シ去て馬關ニ向ひたり
 と聞く此より以後予ハ復ト赤根を見ざりふり
 諸隊ハ發途の前日人馬旅宿用意の為め先觸狀を出

宿驛を傳達せしめたるニ其先觸狀の萩ニ達する
 や萩の政府ハ大ニ狼狽恐慌シ一面ハ急使を派遣シ
 来りて公卿并ニ諸隊の進行を止め一面ハ曩ニ逮捕
 して獄裡ニ繋ぎとる毛利登人、大和國之輔、前田孫右
 衛門、榑崎彌八郎、渡邊内藏太、山田亦輔、松島剛藏等を
 斬ニ處ス是月十九日又執政清水清太郎を割腹せし
 めたり是月廿五日
 毛利ハ御直目付役たり、死年四十四、○大和も亦御
 直目付役、死年三十、○前田名ハ利濟、陸山と號シ、學
 を好み、衆を容る、當役用談役たり、死年四十七、○榑
 崎ハ夙ニ江戸ニ遊び、大橋訥庵の門ニ入る、後ち政
 務座役たり、死年廿八、○渡邊ハ武技を善クシ、擊劍

は長ト亦吏才あり、政務座役たり、死年二十九、○山
田の兵法に通ト、蘭書を修む、軍政御用掛たり、死年
五十六、○松島の坪井信道は從ひ、洋學を修め、又長
崎は往き、航海術を學ぶ、文久中、海軍頭取役たり、○
清水の寄組にして、食祿三千石餘、幼にして才名あ
り、後ち老中と為り、治績見るべし、死年二十二、
此の諸士の皆初より予輩と共に國事は盡力して正
議を執る者なれば、諸隊の萩城は来るや必を先づ
此輩を獄より救ふの恐き所りと懸念し、たるを以て
諸隊の未だ到らざるは先ちて此残酷なる處斷を行
ひ、たるふるべし、俗論黨の暴戾此に至りて其專横を
極め、ごとりと云ふべきかり、扱政府より派遣せる急使

の言を聞くは政府より、更に使者を差立て、公卿方
は申立つることある可きを以て、明日の御出立は先
づ御見合はるべしとの事なり、さらばとて二卿も共
に伊佐の本營に留まきり、使者をして伊佐に來らしめ、君公
已にして萩城より使者をして伊佐に來らしめ、君公
の直書を諸隊に齎し、とり其文は曰く
汝等忠義の志は於ては本懐の至ふり、此度
天幕の命を以て、五卿御遷座の儀被仰出、違背難相
成次第は候、右は付汝等萬一暴動の儀有之候ては、
皇國の御為め不宜、五卿の御為め不宜、社稷の為め
不宜、父子の為め不宜候間、無異論鎮靜可罷在候也、
子十二月

又君命を以て公卿に申し參らせて曰く今日の形勢
諸隊萩城に入るときは容易ならざる事情を激成し
萩に於て争鬪を引起すに至らんも測り難きをば諸
公の萩城に御入あること大膳太夫父子に於て強
て留め參らする所なりと公卿も其情勢を推察あ
りて然らば此より引取るべきが抑我等が此に来る
所以のもの第一は此度我等一同太宰府に赴く
事は一決しとるべきが告別の為め大膳殿父子へ一
面會を為し殊に將來天下の爲め盡さるゝ所の趣
意をも承いらんがためなり次は國論の動揺と云
ふはあらざるべきも曩に政府の更迭及び三家老
の處置等よりして諸隊の人心頗る激昂し今日の場

合はては如何なる變動を引起さんか知るべからざ
る状勢なれば此事情をも陳述し以て大義を貫くの
目的を申談せんが為なり然るは目下國內の事情已
むを得ざるの次第使者より承むれば詮方なく
是より引返すべし以上の旨趣を宜しく御父子に申
傳へらるべしと答へられ廿七日其隨行の徒と共に
馬關に引返されし時諸隊は最早是迄ふりと公卿は
訣別し此期に及びては只俗論黨を斃し國論を挽回
し毛利家の忠臣とするの外ふしと死を決して心を定
めよまば全隊の士氣益奮激して復々他を顧るよ
暇なかりしに於ては俗論遂に一決し乃ち諸隊追討の命を下

其先鋒粟屋帶刀の繪堂は陣に本營を明木に置き
令を諸隊に傳て曰く將に遊撃隊を馬關に追討せん
と以諸隊宜しく道路を開くべし諸隊聽りて曰
く諸隊の將に萩に至りて陳請せんとする所あらん
と以今君等をして此街道より通行せしめふは何等
の事變を生ぜんも知る可うらば若し馬關の遊撃隊
を討さんとからば請ふ北浦道を通行せられよと答
へたり已より使番二人萩より來り君命ふりと稱
して諸隊の總督を招く總督の奇兵隊より天宮慎
太郎、林半七、南園隊より瀧鴻次郎等の主幹者を出
して其命を聽しめたるは使番の君命を傳へて曰
く今日兩公の幕府に對し恭順を主とせらるゝの時

かれは諸隊の集合は甚ど穩うふらば宜しく武器を
納めて解隊し各所は散歸をべしと仍て左の如き政
府よりの書面を渡し
天幕より御沙汰は付諸隊の者鎮靜の儀度々被仰
聞候へども種々歎願申立候は如何の儀は候哉凡
天地の間は人倫の道有之乍恐御上は天幕の
御命令は御隨ひ被遊御國中の士民は御上の御命
令に隨ひ候は天地の常道は付尚御國難は付ては
御國中の士民孰も門戸を閉ぢ相慎み偏は御上の
御為のみ相考へらる寒天をも不厭年の暮るも
をも不覺碎身粉骨して御用は相立候折柄諸隊の
者共難題申立候處御恭順の御手支りは相成天

幕への御不都合彌益は相成、御國難御氷解の御目途も不相立、寔は御厄害の至り奉恐入候儀は候、元來諸隊御取立の儀は、異國船御手當の為は候へば、異變の節御用は相立候こそ、諸隊の者の職分は候處、却て令忘却、天地の常道は背き候事と付、歎願筋不及御沙汰候間、早々此地立退、兩大津奥阿武郡徳地邊へ罷越、鎮靜罷居可申候、猶又兵器の儀は一應御取調の上、其方共へも御用の節は御貸渡被仰付候間、是迄御借用の兵器返上可仕候、且又只今より心を改、早速致家歸、如以前家業相勤候者の、御本懐は被思召候、旁之趣、篤と令勘辨、天地の常道は基き、御上の御命令を請け、早々引越可申事、

子十二月前未しと付、主幹は退て之を總督其他は告げ復命をふまべいとて歸隊して之を傳ふ、諸隊總督は直に軍監書記等を會して之を議し、とるは衆論概皆復命を謝絶して斷然戦端を開くべいと云ふ、歸著しとり、予は衆に告げて曰く、己は一戦して國論を挽回するの外は策ありと一決せし上、予は一説あり請ふ之を使番と試みん、幸ふして彼若し其事を諾せば、我策を行ふの時機は投じ最妙ふりと行ひ、とざるも亦害ふしと依て予が説を述とるは衆皆之を可ふとして一決せり、其説の主意とる解隊の命を奉じて其順序を立つるは一時は大砲小銃を政府に交付せしむること

諸兵の鎮撫の上は於て困難なまば某隊の何地にて何々の武器を渡し某兵の何地にて何々の器械を納むること、定め漸次は人心を鎮撫し以て其命を奉むべしと云ふは在り乃ち此趣意を以て使番は報せしは使番の大喜び直は君公は上陳をべしと曰へり然らば我輩建議の旨趣は其採用せらるゝと採用せられざるを問はば何分の儀を来年正月三日を限りて沙汰あらんことを乞ふ若し遅緩して其日限を過ぎば心事切迫せる激烈の志士こそを鎮撫するの手段は盡き為は不測の變動を引起さんも知る可うらば要する所の日限迄は必を沙汰あらんことを望むは在りと請求しとりけまば使番の之を諾し歸

途馬を本營の前は立て天宮慎太郎を招き必は前言を食まざる可しと誓せしめて去れり然るは翌年慶應元正月三日は至るも未だ何等の沙汰は接せぬ待つこと一日猶沙汰の款よりして報せらるゝもの無し予乃ち五日の早天を以て河原先鋒の營は至り福田狭平と謀り明曉を期して繪堂を襲撃するの策を決し其準備を為さしめ討姦檄を草して之を四方は頒つ其文は曰く御兩殿様御先祖洞春公の御遺志を継がせられ正義御遵守被遊候處奸吏ども御趣意は相背き名は御恭順は托し其實は畏縮偷安の心より名義をも不顧四境の敵は媚び恣は關門を毀ち御屋形を

破り、剩へ正義の士を幽殺し、加之ふらば、敵兵を御
城下は誘引し、恐多くも陰は種々の御難題を申立、
御兩殿様の御身上は相迫り候次第、御國家の御恥
辱は申は及むは、愚夫愚婦の切齒する所、言語同斷、
我等世々君恩は沐浴し、奸黨と義は於て俱は天
を戴り、依て區々の誠心を以て、洞春公の尊靈
を慰め、御兩殿様の御正義を天下萬世は輝く奉
り、御國民を安撫せしむる者也

乙丑正月 一日 時、萩野隊は伊佐及び繪堂は分屯し、其方向未だ定
まらざる者の如し、因て此日前原彦太郎後一誠、前原
等と十二月二十八日馬關に到着し、李家の形勢及
遊撃隊其他目下の事情を報道せり、李家の當時馬

関の病院長より維新の後等と相謀り、伊佐屯在の隊
二等軍醫正とふれり、長は言をいめて曰く、今般我輩は君側の奸を除らん
が為めは義兵を擧げんとし、貴隊若し我と鋒を争え
んと欲せば、退て撰鋒隊俗論は合すべし然らざるは
速に此地を引拂たまよ、何とても明白は返答せら
るべし、彼曰く、決して過慮を要せば、我等は嚴然中立
して孰も應援せざるべしと、然も萩野隊は其
後遂は撰鋒隊は合し、數度の戦を為し、是日黄昏予は伊佐は歸るの途中は於て使番の萩は
り來るは遇へり、使番は伊佐は著するや、直は諸隊
の總督を招き、依て諸隊總督等は前の如く主幹
者を出して言をいめて曰く、諸隊の總督及び軍監書

記等の今朝以來先鋒の壯士輩が激論の末に脱走を企てざるを鎮撫せんが為馬を馳せて先鋒の陣營に赴きよき願くは君命を我輩に傳へらまよと使者に此陳述を對して更は意に介するの色も無く平然として命令を傳へて曰く君公の諸隊の請を許し其命を奉むるを嘉みせらるゝふりとして各隊區處の沙汰書を渡しさり。是より先き政府の命を下し諸隊の者は宿を假し又物を賣ること厳禁せしが此度解隊の命を奉ずる一段に至て初めて此禁を解きと云へり然るは予輩已に必死國に報むるの精神を以て事は従ふ者なきに此の如き細事の禁を解るゝも解りれざるも更は痛痒を感ずる所ふし況

んや其禁の實際は行たまざりしを以て予輩の始より一切其事を知らざりしに於てをや之を聞くに及びて陣中の一笑柄に付せしのみ此に於て諸隊の結束して進發の途に上る第一ふを先鋒の司令に日暮及び天宮慎太郎を以て斥候司令とし劈頭は發程して秋吉臺の山路に向をいめ其間往來の者は逢へば何人とするは論ふく一々執縛して之を路傍の樹木に繋ぎ以て漏洩を防がしむ又斥候兵と共に中村芳之助今孝田中敏助を遣り戦書を齎らさしめたり之は次に順次は諸兵を繰出し馬の銜を緊勒し人の聲を發するを禁し處々小炬を點して僅に暗夜の行道を照し淒々肅々として秋吉臺を

経過をるは只松風の謾々たるを聞き霜氣の凜然たるを覺えたるの軍紀嚴肅行伍亂まら進ありて退なく死ありて生なく衝冠冲天の氣象の蓋し逢ふ者をして悚然とらしめたるふるべし斯くて先鋒の繪堂驛前より達するや中村等の馬を馳せて斥候番所の前を通行したるは更は誰何する者もふりけまは直は粟屋の本營に至り戰書を出して曰く有志の士は是迄屢國情を陳辯するも君上は貫徹せざるのみならず賣國の奸賊君公を擁蔽して幕命を奉じ救誼は背き正義の有司を退け專横を恣はれ我輩諸隊數回の辯論も己は盡き止むを得ば彼等と兵馬の間は相見ても雌雄を決せんとは是れ實は誠意は出づるの

外他念ふは謹て此書を以て其誠意の在る所を陳を願くは君公は呈せられよと言捨て馬は策ち繪堂を去りて我が兵線内は歸るや直は一發の砲聲と共に兵を進めて大は戰ひ早天の頃は悉く敵兵を討拂ひ繪堂を乗取り守衛兵を配置しよ藤村太郎は處處は隱伏せる敵の殘兵を打ち拂えんとして兵を率て引返り市街を討拂ひよるとき狙撃せられ天宮も亦殘兵を驅除するときは狙撃は逢ひて兩人共は斃さるる實は惜むべき事共ふり我兵乃ち市街の外は守備をふし明木本營の敵兵を待ちよ敵魁財滿新之丞は壯士數十名を率ひ來り諸隊の輩は君公の御趣意をも知らばよてかゝる亂暴を働くは何事ぞや

と且つ罵り且つ馳せて隊長竹本多聞の守備線内よ突入しさり
竹本の維新の後越後口の役よ戦死に年二十五
多聞の少しも顧慮せび只打てと誦令を下し連發して財満を打斃しとまは其餘の者共ハ散々よ逃走し
さり斯くて伊佐よてハ曉よ至りて更よ人を使番の許よ遣もし先鋒の壯士遂よ脱走しとるよ付き兵器を以て之を制止する事もあるべしと告げしめたり
是き繪堂の勝敗の知る可うらざるよ砲聲の或ハ聞えんことを慮りてふり已よして世木騎六ハ馬を馳せて伊佐よ来り繪堂ハ已よ一戦よて我手よ落ちとるを報トされハ更よ人をして使番よ謂えしめて曰

く諸隊ハ君側の奸を掃もんが為よ先鋒已よ戦を繪堂よ開きり君等元来俗論黨中の人ふり為まべき様ありと雖も上使とるの故を以て敢て問ふ事をふさ
ゆ宜しく早く歸て此旨を君公よ上申せらるべし然れども本道ハ我諸隊の行進をる所ふり請ふ歸路を
間道よ取れよと因て之よ付するよ戦書の寫しを以て以
て以其文左の如く

諸隊戦書

昨年秋京師變動以来 御兩殿様深く御憂慮被為遊御恭順御盡し被為遊不得止よ至り候てハ多年の微衷一死を以て奉報鴻恩之外無之よ付其節よ至り候てハ一致盡力候様被 仰聞候よ付乍恐御

意の旨深く奉體居り候處、偷安苟且の臣、其時に乗
ト、冥頑不靈不忠不義の徒を嘯聚し、畏くも君上
を朝敵と申立、御恭順の事寄せ、要して款御歸城を
促し奉り、棕梨藤太其外の奸物、要路に登り、正義忠
讜の士を退け、剩へ大夫其外の正吏數十名を斬戮
し、或は幽囚投獄し、且つ御屋形を毀ち、關門を破り、
所謂清光寺黨を後楯とし、御國是を變じ、恐多くも
御名義を天下に失せ奉り、未曾有の御國辱を引
出し候に付、私共不憚忌諱、去冬以来數度歎願書を
奉り候處、御前にも尤の儀に被思召難有奉存候、然
る處、彼奸臣共、讒佞奸謀を以て壅蔽し奉り、妄に君
意を矯め、今日に至り候ては、諸隊追討の御廟議一

決、既に大夫其外先鋒として御出馬あらせらるる
由、干戈を邦内に動かし候事、臣子の至情忍びざる
儀、泣血の至り候へども、事此に至り候儀に付、可及
御一戰候、尤も私共目差を所へ、賣國無君御國辱を
顧みざる、棕梨藤太、岡本吉之進、中川卯右衛門、諫早
已次郎、工藤半右衛門、財滿新之丞、進藤吉兵衛、以下
清光寺黨數十人と一戰決、雌雄度候間、大夫其外の
面々、於ては、御國家を取り、寸怨無之候間、參謀岡
本吉之進、首領、只今御渡被下候て、早々御引取、御國
是御挽回し、御盡力、為御國家肝要と奉存候、泣血再
拜 乙丑正月 諸 隊 各 中

粟屋帶刀殿

是に於て全軍乃ち伊佐を發して繪堂に達したり然
るに其地形の守禦に適せざるを以て明朝の大田を
根據とし漸次兵を進むべしと決し警備を嚴し此
夜を明しより翌七日大田に移りて直に諸兵の配置
を定め川上口の奇兵隊、本道に八幡隊、脅懲隊、本道の
左に南園隊、鳥の巢に御楯隊と從而して本陣に之を
大田勘場所代官に置く、大田の人民の諸隊の至るを喜
び争て之を迎へ供するに糧米金員を以てしこれに
其金負に之を返却して土地の貧民を賑きしめたる
に民心益悦服して戦争中大に力を我諸隊の為に致
したり、現に近傍を巡視するに人民の糧食を炊ぎ婦
女に至るまで晝夜となく熱飯を圍め為し手掌を爛

らして顧みざる者往々を然るを目撃したり
諸隊の敵勢を探知し地理を考究し守兵を配置し以
て敵を待ちしりしが十日の朝を以て敵の本道より
虚撃しつゝ間道川上より襲ひ来りて勢最猛烈に
り、川上口の三好軍太郎指揮官として之を守れり其
地勢險惡人員寡少なるを以て二個の地雷を設け以
て敵を誘引せんとし敵果して此口に来る依て佯り
退き機を見て點火したるに其装置を誤りたるにや
二個の地雷兩ふがら發火せば敵兵に之を知らばし
て猛進し我先鋒を突く我兵に此不意の急襲に逢ひ
勢ひ支ること能はずして遂に退き返走り、予は銃聲
の漸次諸隊本營大田天神拜殿に近づくを以て狙撃兵

半隊を率て出づれば各隊長ハ方ハ聲の限りハ進め
 進め」の號令を下して勢正ハ急なり予ハ二三の隊長
 を率めて溪流を渡り篠竹間の一道ハ進入しとるハ
 幸ハ一小隊許の兵の予輩ハ従ひて來るを以て命ト
 て嚴しく敵兵の左翼を猛撃せしむ敵兵ハ之ガ為め
 ハ遂巡して大田口ハ進む能はず予ハ隊長ハ向て一
 歩も此地を退くこと勿れ予ガ他兵をして彼を横撃
 せしむるを待てと嚴命し直ハ馳せて湯淺祥之助則今
 和の一隊ハ命ト急ハ之を横撃せしむ此一隊ハ勇剛
 ハして且つ練熟なり就中鳥尾小彌太今陸軍中將山田鵬
 介の二人ハ此隊の伍長たりしガ先を争て勇進し大
 田本街道右翼の小山ハ飛下り樹間蔭蔽の地ハあら

ざるも之を顧みば暴露して進行し遂ハ其側面を撃
 ちて敵を討退けたり是ハ於て申時過る頃ハ敵
 軍大敗して死屍堆を為すハ至る三好指揮官ハ之
 を追撃し然る後兵を收め要地ハ配付し益防禦を嚴
 せり此役ハ最も猛烈なる苦戦を以て結局の全捷
 を得ること帝ハ我隊の幸のミならん實ハ防長二
 州の大幸ハして併せて天下の大幸と謂ふべし何と
 かまば則ち此一戦ハして一敗地ハ塗らば維新の元
 素たる防長の國是を挽回すること得て期をべら
 ざればなり是日敵兵又本道より長登ハ來襲せる
 者あり應戦數時間ハして討ちて之を却けたり是夜
 諸隊の本營ハ守兵を配置するハ終日戦疲れたるを

以て之より代をらしめんと欲をまども人員足らば僅
は疲勞しとる兵一小隊を以て之を護衛せり、此時赤
川敬三今憲助の膺懲隊は、堀真五郎の八幡隊は、佐々木
男也の南園隊は、總督とれば各防禦の方面は在て其
隊を指揮せり奇兵隊はては前原彦太郎、交野十郎、福
田俠平及び予大田中央かる本營即天社は在りしを以
て皆天神は誓ひ斷髪して回復を祈り一層防備を嚴
まして其夜を徹しとり
是より先き七日八日の頃御楯隊總督御堀耕介等
兵を率めて小郡及び山口は赴き方は人心の方向を
定め糧食蒐集の準備は力めたり因て數戰況を通知
し速に歸陣せんことを促せりこれ諸口の防備を嚴

より守勢を變じて攻勢は轉せんと欲せしも兵寡き
を以て之を遂ぐるに能わざるを以てふり。十二日
午時敵又木道より來攻む、八幡隊南園隊の兵之は應
じ戦鬪數時間遂に撃て之を却けたり。十四日早朝敵
再び大舉して本道より進む、我八幡南園の兩隊又之
は應じ劇戰數時は涉り勝敗未だ決せし、三好の太木
津口即ち川上より援隊を引て敵の側背を衝き大に撃
ちて敵兵を破り之を走らせたりと雖も我寡兵の為
めは之を追撃すること能はば若し十分の戦鬪力あ
りしからば此兩日の戦は盡く敵兵を殲滅すべき
は寡兵の為め追撃し能わざりし遺憾の至ふり、是
より先き高杉の予は書柬を寄せて我隊も近日進撃

と決し、こまば東り北り南り西り何まの地へり向て
 攻撃すべしと云へり其追書は「わしとわすへ焼山かづら
 うらと切きて根きれぬ」とあり此まへ去冬長府に於
 て高杉と戦畧を異し抗議の末遂に訣別し、るを
 以て此歌謠ありかり此日は至り高杉の游撃隊を
 率て馬關より来會し又御楯隊も小郡山口より歸り
 會せるは由りて大は勢力を得たり乃ち曩きは募る
 所の小郡の郷勇隊及び吉敷郡の軍夫を促し来らし
 む是時敵軍は赤村を以て根據とふはを知り十六日
 早天を以て進撃せんと欲し、まども準備未だ整え
 ざるは為め遅延せり然まども其一日を猶豫せんよ
 りの寧ろ夜襲するは若らばと決し其夜游撃隊の雲

雀山街道は沿て進行し奇兵御楯兩隊の繪堂より直
 し赤村に向ひて左右より夾撃し、り敵軍大に敗れ
 て數里の外に退き近傍復に一敵兵を見ざるかり
 我が本營は大田に在りと雖も地勢甚險惡し、て攻
 守共に便ふらざるは敵軍を數里外に進撃し、るの
 機に乗じ直に山口に入らんことを議せり然るは十
 七日の朝農夫あり杉孫七郎より高杉宛の書を携へ
 て至る之を見るは清末侯毛利讚の君意を奉じて大
 田に來るべきことを記せり然まども十八日に至る
 も侯は未だ來らば、是に於て高杉は直に繪堂街道よ
 り明木の本據を衝くと議し、予は是より明木に至
 るは三里の長途にして高山大壑其左右に在て僅に

一道を其間ニ通シ進退頗る不便なるを以て軍を行
るの道ニ非從先づ山口ニ至りて根據の地位を占め
然る後ニ三道より萩ニ入るを上策とするふりと論
トされども高杉ハ聽クば曰ク急行して之ニ赴
クバ何の恐るゝことあらんと予即ち太田福田堀
等を顧て曰ク諸兄等此議ニ同意せば予も亦之ニ從
ふべし然るときも予請ふ先鋒ニらん此長途ニして
敵の防戦するニ會ハ一隊斃きて一隊之ニ繼ぎ到
底一二隊を山谷間ニ埋没するの決意ふる可うら
ば此議愈決せば予ハ諸君ニ先づつて發せんのみと
於是衆議紛々として高杉も亦終ニ悟る所ありて其議
を止め先づ山口ニ入り兵を分て三道より進むの説

ニ從へり乃ち軍議一決し十九日の夜より徐々山口
ニ向ひ順次ニ兵を進めたり後ニ聞けば清未侯ハ君
公の命を受けて諸隊の長官ニ面接し政府の改革點
陟を為しニ付款地ニ侵入すること勿うらむべし
との旨を傳ふるが為め杉孫七郎を隨へ明木ニ出馬
せられけるニ其夜俗論黨數十人來て侯ニ面謁を乞
ひ且つ杉ニ面會し侯の意旨を尋ねけむ杉ハ君公
御趣意の在る所を説ききりせしむるニ彼等も大田の
夜襲ニ財滿の殺されしことを憤りて交暴言を吐
きて之を罵り遂ニ杉ニ迫りて割腹せよと云ふ迄ニ
至まり侯の用人片見小次郎ハ事の容易ならざるを
視て侯命を以て杉を別室ニ誘ひ替へ之を去らしめ

より斯る情況ふれ候も亦直に萩に歸らる故に杉の書面は先きに大田に達ししるも候に終に來られざりし

是より先き井上聞多の山口に在り有志の士と相謀り兵を募りて一隊を編制し鴻城軍と名づけ其總督より敵軍が明木より一二小隊を派遣し佐々並に山口にて明木の南一里に本街道を守備し山口に進入せんとするの報を聞き直に軍を進めて攻撃し遂に之を破り守備を佐々並に設けしり萩城に於ては開戦以來撰鋒隊の敗報屢々達するを以て城中の人心甚ど洵々より俗論黨等此機に乗じ世子君に逼り鎮撫の名義を以て其出馬を促さんとするの風聞あり

鴻城軍の之を聞き吉富藤兵衛今簡をして我本營に

來らしめて曰く佐々並に世子君出馬あらば井上其他に割腹して謝せんと如何と予に吉富は答へて曰く世子君も君公も俗論黨の奉ずる所なる以上は予に洞春公の靈牌を眞先に押立て以て進まん若し彼より發砲せば我も亦之に應ぜんのみ然れども世子君單騎にて來らるゝに遇てば予も亦死を以てすべきふにや予に曩に參籠祈願の後山口を發する時洞春公の靈牌を容るゝ小板輿を造らしめ且つ之を表示する旗洞春公神靈を製し之を陣頭に捧ぐるの備を為し置きしり是に於て我兵は遂に再び山口城に入り山口に已

は四通八達の要地ふれば我が根據を此は占めざるを以て萩城を除くの外は防長の兵權政權兩ふから總て我が掌握は歸し二州の大勢已は定まれり依て諸隊會議所を開き高杉等之を幹理し會議所の印鑑を持せる者は非ざれば其通行を許さば之れが為は三田尻小郡其他地方の代官等俗論黨の推薦は係る者及び當初より俗論黨は與しとる輩も来て罪を謝する者多し

二月一日柏村數馬、山田宇右衛門、君命を奉りて山口より來り、椋梨藤太、中川宇右衛門、其外七人の者の相退けられ、歎願の筋も御採用在らせられ、是るは付き鎮靜すべき旨を達し、其翌二日左の書を上る

去冬以來、於萩表徒黨蜂起仕り、奸吏御政柄を執り、恐多くも御上の聰明を壅蔽し奉り、未曾有の御國辱を醸成し、御正義既は泯滅し及び候は付、臣等區々の微忠不憚忌諱、數々上書仕候へども、奸吏壅塞、微衷の趣意貫徹仕らば、遂は諸隊追討の御沙汰は相成り、賊焰益熾、猥りは正義の徒を幽殺仕り、其極に至りては、恐多くも不可謂の逆謀を相企て、爾來上下彌益隔絶し、臣子の至情、天地は俯仰し、日夜泣血罷在候處、義賊臣と俱は天を戴り、不得止、洞春公の御神靈は誓ひ奉り、干戈を以て敵惡を斬除仕候外は奉報、君恩候道は無之と一同決心仕り、粟屋帶刀

一戦書を贈り、一戦仕候以来、數度戦闘仕候處、過日
清未様御出馬被遊戦争御鎮靜、且歎願の筋御取次
被仰付、御採用可被為遊。思召の處、又々清光寺黨
強て奉要、御上、遂に御出馬被為遊候由、實以て恐
懼の至に奉存候、臣等偏に敵惡斬除の微志より、
て、飄て御出馬をも被為遊候様相成候段、誠に以て
臣等進退維谷、手足の措所を不知奉存候、然る處、此
度歎願の旨趣御採用被仰付、正邪御黜陟被為在
思召の御旨、柏村數馬山田宇右衛門を以て被仰聞、
殊更恐懼の至に不堪、難有次第に奉存候、臣等區々
の微衷、敢て他腸あるに無御座、偏に是非曲直速に
御辨別被為遊、御實行此度被為舉候様、天下國家の

為め、奉願上候事、御座候間、乍恐區々の微衷御垂
憐被為在候様、伏て奉願上候、左候て干戈を御邦内
に動し候事、其罪素より遁るに所無御座候、臣子の
至情申上候所を知らば、誠恐誠懼泣血謹言、
乙丑二月 諸隊其外

同志 中

九日、至り、楯崎殿衛、柏村數馬、復に世子君の命を奉
ト左の書を持し来り

今般鎮靜の儀申聞候處、承服せしめ、大慶の至、早速
父公へ申上、向々へ其沙汰せしめ候、然る處、其後處
處に於て不作法の所行有之候由相聞え、甚以て驚
入り、奉對父公候て、不及申、家来中へ對し候ても、

我等面皮を失ひ候次第は候畢竟不肖の我等申聞候事不徹底よりして如此次第は立至り氣之毒千萬は候委細の心事殿衛へ申含差越候間篤と承知せしめ早々可有處置者也

丑二月八日

一岩國道筋の事

一端々へ人數二三ヶ處位へ屯集の事

一諸處往來の事

一船手其外共早速行届候様鎮靜方の事

一御採用差急候ては却て難被行候事

以上

諸隊の乃ち答書を上をり其文は曰く

一處々は於て不作法の所行有之由相聞

臣輩御國の御為を思ひ不得止姦賊掃攘仕候より無罪者を不殺土民の妨害を爲さざる様兼々申合候儀は付奉對御上不作法の所行仕候覺之毛頭無之候市有虎曾參殺人古今の通情臣等苦胸被遊御洞察今一應民間御詮議被仰付候様奉願候義兵起り候以来諸縣令も多く脱走仕候ゆ及民間の惡少年諸隊の名を借り暴動仕候者有之も難計は付臣輩嚴重鎮靜仕候事は御座候力の及むざる所は奉待罪於 闕下候

一岩國道筋の事

徳地柚の木邊の土民より岩國の使者日々往來

仕候儀不審に付、諸隊の者に出張、關門等嚴重に
 守衛致し、吳候様依頼仕候に付、人數夫々へ少々
 差出候、此節巷の風説は薩藩高崎伊太郎も岩國
 へ入込居候より、猶又萩表より、君側の士も表に
 病氣と唱へ、私に岩國へ通行仕候者有之候様承
 り候、然まば民言も信ぜざるを得ざる儀に奉存
 候、

一端々へ人數二三ヶ處へ屯集の事
 此儀御尤も奉存候へども、御實行不相舉、姦徒未
 滅盡の内、臣子籠城の心得よて罷居候ゆゑ、口
 口へ人數差出候事は御座候、御側の士も微行仕
 候位ふれば、撰鋒隊の潜伏夜行、固より難計、若も

一人の暴動より千人の争を生じ候ては、御鎮靜
 の御旨意も水泡と相成候事、付猶更嚴重に手
 當仕候、御實行相舉り候上、二三ヶ所は不及申、
 一ヶ所は屯集、奉待罪候也、
 一諸處往來の事

籠城の心得ゆゑ、山口關門の内住居の者に、歸宅
 御斷申上候、其餘は勝手次第に通行を先日より
 致候事、御座候、前書之通り、一人の争より千人
 の争を生じ候ては、不相濟事に付、此段御洞察奉
 願候、

一船手其他共早速行届候様鎮靜方の事
 船手其外、先大津大島郡邊へも頭立候者罷越、此

節鎮靜仕候

一御採用差急候て、却て難被行候事

正邪分明は相成候上、一日も速は御回復有之度奉願候、一日の苟且の數百年の御損益は相關り候事、付深く御洞察の上、早速御處置有之候様奉歎願候、千萬恐入候儀は候へども不憚公意愚衷の程奉陳言候、誠恐萬死、

是より先き萩城は於て藩士の撰鋒隊は属せざるもの即ち中立黨の一團結は正月の始より弘法寺に屯集し時事を談論し議決する所ありて兩公は上言し諸隊の言ふ所を容れ俗論黨を退け以て政府を革新せんことを請へども未だ許されず、此盟主は杉孫

七郎、湯川平馬、楊井謙三、福原實、野村素介、林市太郎、香川半介、櫻井三木三、冷泉五郎、江木清次郎等より總人員凡そ百餘名あり、尋て萩城の東一里ふる東光寺毛利氏祖墳に移り、因て東光寺然るは撰鋒隊の各所は哨兵を張りて萩城を防衛し、或は中立黨集合の場所を掩襲すべき狀勢を顯えし、或は付き中立黨の其所は安んずる能はば、阿武郡の生雲村東光寺の東に移屯せり、曩は杉の明木を去り川上を經て佐々並驛に至り御堀耕助と會し尋て山口に至り高杉其他は面會し萩の事情を談し軍艦を萩の海上に廻さきんことを約し再び萩に入り政府改革の事を促し、とまども優柔不斷なるを以て言の行を

れざるを察して終に生雲に至る。是に於て君公より君側井上兵部を生雲の東光寺黨に遣はされ、萩に還るべきの内命を傳へしむ。依て彼黨は再び東光寺に還り、益其主義を貫徹せしめんことを計畫したり。乃ち萩の状況を諸隊に通報し、并に將來著手すべき目的を協議せんが爲に二月十日を以て櫻井冷泉香川江木等の諸士の山口に來きり。予は高杉其他と萩の景況を聞き且つ國家將來の計畫を謀り之を告げて曰く我輩國家危急の際に臨み君側の惡を除くんが爲に兵を起したる事ふまば萩城中に在る諸君も相應して十分其力を合せらる可し第一は君側を清め政府は人材を拔擢し速に兵制を改革し幕府は

對して待つことあるの覺悟あるべからば此事若し行たまはずんば諫争して死を以て之に繼がんのみと論議數時間及びさり、櫻井等諸士も慨然として之に賛同し我輩も亦必し諸君と俱に國家に盡す所あるべしと約して別まさりしが即夜萩に還るの途上明木權現原にて俗論黨中井榮次郎等七名かり政の爲に暗殺せらる獨り江木の傷を被り纔に身を以て免るゝを得さり此輩は萩城中錚々の人物にして他日必し國家の爲に大に爲ることあるの材なりしに此厄難に遭遇して兇及に斃まざるの實は二州の爲に慨嘆せざるを得ざるなり。是に於て中立黨の遂に意を決し一同相率めて城に入り城門を閉鎖し

こり、時々玉水文之進吉田松陰先其門生一二名と
生雲口より来りしが同志の勸告より依り直り山口より来
れり、依て予の高杉及び諸士と俱に玉木翁より會議所
に相會し、昨年来山口より長府に到り、遂に兵を擧げ
たる始末の概略を陳述せしむ。玉木翁曰く、諸君の用
兵感賞は堪へず、殊に赤村の戦の如き甚だ兵法の要
を得ざる然も、とも張良韓信ありて、蕭何ふきを如何
せん、と此を蓋し、為す所ありて我黨を戒飭せら
れ、こるの言かり。亦以て諸君の情勢已に此の如く、ふまは、今に海陸合同して、萩城に
逼り、兵力は依り實效を奏するの外、ふきを以て奇兵
隊の生雲に、御楯隊の明木に、其他の諸兵に、各地に配

布し、並び進みて、萩に向ひ、又癸亥丸を馬關より萩の
海上に廻航し、空砲を轟發して、以て示威の方略を施
せり、萩城の之が為に、恰も鼎の沸くが如く、滿城の市
民は争ひて兵亂を避くるに、狼狽し、其雜沓名状をべ
ららば、君公の根来上總、湯川平馬を癸亥丸に遣えし
て、其砲撃を止めしめ、こり、諸隊の明木に進入するや、
俗論黨の巨魁、椋梨藤太、小倉源五右衛門等、ハ脱して
石州に走まり、初め俗論黨の政府に在るや、使を隣藩
に遣えし、て今般諸隊追討の命を下したれば、此輩若
し國境外に逃走するあらば、捕縛して送致ありと、き
旨を照會したりしが、今や自ら脱走するに至り、其
照會せしが、如く津和野藩の椋梨藤太等、八人を石州

青野驛に縛りて萩に送還したまへ尋て皆斬流は處
せられし法を為依の弊一は此に至るやの嘆い蓋
し彼等の身上はありしかるべし
已にして御楯隊の南明寺に進み奇兵隊の東光寺に
其他諸隊も萩の城下ふ入り是に於て玉木及び山
田等の政府に入り先づ入獄中なる波多野金吾後廣澤兵
助又真臣小田村素太郎後攝取村田次郎三郎瀧彌太
郎等を放免ししり兩公の二十七日を以て繪堂戦争
の地を巡視し翌二十八日駕を山口に還され政事堂
と山口に開られしこと故の如く依て幕府に向て
國情を陳し聽りざれば邀へ戦ひて以て 敕諭を遵
奉ししるの誠意を貫徹すべしと決定して諸兵を分

ち御楯隊の三田尻は遊撃隊の高森は脅懲隊の徳地
は奇兵隊の馬關は八幡隊の小郡は集義隊の船木は
鴻城軍森清藏總の山口は屯し殊に南園隊をして暫
く萩に戍衛せしめ以て人心を鎮撫し并て撰鋒隊の
再燃を防ぐに任せしめ更し諸隊の編制を改め英蘭
式を用ひて悉く砲銃隊とふし又高杉等より人を但
馬に遣はし桂小五郎を招還して政府に入らしめし
り而して奇兵隊の四月に至り吉田は轉陣ししり
初め正月八日九日の頃予が大田に在しとき土藩の
石川清之助の三條公の内命を帯びて萩城に至り歸
路大田の本營に一泊し予の敵情を尋ねしに途上追
討兵の充滿せると明木驛に其本陣を置きし等の事

を談話せり然る翌日早天敵兵來襲の報を得るに
バ匆々握手及む以て別きより是に至て石川の
復森寺大和守と共に筑前より三條公の使命を以
て再び山口に赴くの途に於て予を吉田陣營に訪ひ
相俱し手を執て其恙無きを喜べり石川の今回諸隊
の戦捷を賀し且つ曰く曩は明木にて追討兵の群集
せるを見しときより口はこそ出さぬ諸隊如何に鋭
利なりとて迎も此の多勢は敵し得べしと思料せ
ざりしは今日遂に其目的を達せられ君等が報國の
精神を貫徹せられしること獨り防長二州の幸福の
みふらば實に國家の大幸と謂ふべきふりと喜極ま
りて涙下とす

是月高杉が馬關より予に贈りたる近作及び書翰あり
其心事概見すべきを以て左に之を掲ぐ

流水奔波廿七年、為牛為馬亦因縁、五難七禍未逢得

回憶先賢獨慨然

尼子忠臣山中鹿之助、國難之日、祈逢五難七災於

鬼神云、其豪膽鐵心、古今無比、余常欽慕師之、

勿負天命勿思吾、一樂一憂如合符、虎尾狼門將脱去、

也罹疾病作庸夫、

去冬脱走、今春一戰、吾狼門虎尾、現今罹病、是亦吾

前定之天命、

顔色醜衰志亦衰、我慙吾志恥吾姿、維摩示病更無恨、

自作禍災身自知、

語云、自作災不可去、

從神武起二千年、億萬心龜碑作煙、愚者英雄俱白骨、
真斯浮世直三錢、

諺云、浮世三分五釐、

逃名遁跡非無籌、奈此胸間萬斛愁、使我無君又無父、
早將脫劍作雲游、

逃名遁跡者雖多、天下其最魁者有二、形擬浮屠者
謂之雲衲、落魄作役夫者謂之雲助、俱是游蹤如浮

雲、

伏思已往更無回、仰謀未來亦未來、意馬心猿何有益、
高眼見機宜去災、

古語云、鳥看弓矢飛、

欲為邦家補急危、如何群小致遲疑、有機有勢吾休矣、
乾死山中此是時、

右絕句七首、弟近作、御座候、供清覽候間、頑愚無
賴生之心事、御憐察所祈、御座候、先日御出關有

之候由、行違、相成、遺憾、此事、御座候、攘夷も真
の攘夷、不出来、和親も真の和親、不出来、是我

州方今自然之勢、奉存候、我邦獨攘夷、萬諸侯中
一人の應者、我獨斷然、真の開港を始む、一村

一落裏、害外夷の人、兩三士を生ずるならん、況防
長百萬石也、論名義者在り、策遠謀者有り、議論遂

不一致、可必生大害也、可懼可憂、今日の事、天地
自然の勢、任はの外、良謀奇策も無之儀、奉存

候、六十六州中、土崩瓦解、立至迄不待、則何共手
段、無之様奉愚案候、小生事も寸渡崎陽迄罷越候
處、國內外の勢も稍分り、誠以當惑至極、御座候
國難を深く奉思慮、只今萬里外國へ游浪仕
と被思不申候、又々歸國仕候、自是今一應崎陽迄
罷越、然後潜伏之落著、御座候潜伏ハ外國ト見
セリケ、必ニ三年
潜伏中不可計大害、出逢候ハ、是亦天命と相
明らめ候、程次第日本中御目、掛間敷候間、不
惡御含置被下候様奉願上候、防長兩國中外藩ハ
不及申、俗論家、ても砲聲一發の爭有之候ても、
聞糺馳込候覺悟、御座候、老兄及良助片野ふど
こそ頼み、潜伏仕候間、其段御含置奉願候、乍此

上御憐恕の程奉萬祈候、太田河瀬野村ふどへも
期過候、此段御内話奉頼候、奇兵隊の儀ハ、小生
又高洞春公御先靈へ奉誓候事、付、申も疎ぶがら、士
氣不衰様、御指揮乍、蔭奉祈候、小生も色々事を思
起し候へ、實ニ茫然自失の態、御座候、○井上
聞多出關、氣魄誠ニ感佩の至り、御座候へ、其時
勢有之事、付、少々存寄も申置候間、老兄も聞
多を必御輔々被下候様千萬奉頼候、小生朋友中
聞多而已遺り、且最知己の事、付、必御輔佐被下
候様奉頼候、春輔才子ふり、御見捨無之様是亦奉
頼候、餘り長篇ニ相成候故、是迄小て闕筆、御自體
御用心、再會迄御無事、御出被下度奉頼候、小生

事も為國自重仕候間、決て御懸念御無用と奉存候。四月十四日之夜半酒醒、美人沈睡、殘燈の下にて認時、思國之淚拂亦落。

東洋一狂生東行拜白

山縣狂輔君 希皮下

二白、亂筆御推讀可被成候、片野、福田、半七、直八、堀

潜、謙太郎皆々へ宜敷御致聲奉頼上候、以上、

萩原鹿之助様 谷梅之助 高杉の變

内御秘披 從赤間關 御他見無用

又高杉が馬關替地の一條は付予と協議し、る書面あり、是は馬關へ長府侯の領地ふるを今回の防禦に付て、本藩の守衛と為すべきの議あるに依るふり

其文左の如し

赤間關替地一條、最初山口屯集の節より、議論有之候事、候へ共、長府人心動搖も難計に付、不急而可ふる事也と愚論を決居候、然處追々御手を被為附し、や、過日承るに鴻城へ長府政務役人罷出、替地の儀申出、關地替り、高三万石被下度願の由ふり、然るに初め鴻城政府にも確定の議論無り、小や、今以何する御處置も不相附、因循の様子と相見え、關地大商小民に至る迄御替地の風評を聞き、人心兩端を懐くの勢に相成、關町奉行も政事方六ヶ敷、實は氣の毒千萬の事、御座候、最初御手を不被為附候へば、夫にて宜敷候

へ共、一度御手被為附候上らへ、長府望の通
被仰付候方、御政道得至當候儀と奉愚案候、三万
石の多く、二万一万石は御ねぎり共有之候て、
實は不相濟儀と奉存候、關地御替地は相成候儀
邦君御利益の御為め、御手を被為附候儀ふを
決て無之儀と奉存候、馬關の防長の咽喉、強兵を
以て堅固は守らねは不相成處よりして、長府の
方ふてを到底守護不行届との儀より、御替地論
起りし事ふらん、左すれば、斷然望之通被仰付候
て、得至當候儀と奉存候、縱令少々長府へ澤山御
讓被成候ても、御内輪の儀は付、決て御惜被遊候
儀は毛頭無之事と奉存候、

萩原鹿之助様

内御直披

英谷潜藏

亦高杉の

是より先き幕府は我が恭順を表せしを以て尾張大
納言を始め一旦其兵を引上げざるも、予は今回の國
是挽回は因り幕府は必は再征の舉あるべきを察し
桂等と俱は之に對するの目的を議し、軍艦及び兵器
彈藥等の準備は著手すべきことを論じたり。政府は
諸隊が曩は兵制を改革せしが如く大は防長の兵制
を改革し、盡く洋式を用ひ山口は於て盛は之を練習
して要地は配置し、此の兵制改革は於て大村
益次郎後永尤も與りて力あり、又三田尻は海軍局
を置き、海軍擴張を謀り、尋て第二奇兵隊を編制し

て熊毛郡岩城山に屯せしめ之を上の關地方の警備
と為し林半七白井小介をして之を指揮せしめたり
白井後名を素行と改む少くして江戸に遊學し天
下の士と交り尊攘の大義を唱ふ○此の第二奇兵
隊は後に南奇兵隊と稱し明年に至り此隊兵の内
九十餘人の立石孫一郎ふる者の為は煽動せられ
備中倉敷の幕領を襲撃し事敗れて國に歸り脱走
の罪を以て悉く死刑に處せられたり
而して井上伊藤の兩人は密に薩藩の長崎留守居に
依頼し薩人の名義を假りて長崎に滞留し二隻の軍
艦後之二丁卯艦と稱しを新造せんことと英國に囑し
しニへし銃其他を在長崎の英商に密約して輸入

する等の事は日夜盡力せり年末及び陸兵の準備
は稍整理しされしが今ハ幕府が再討の兵を出して何
時か寄来るとも之は應じて開戦するの準備小缺く
る所なきを得たり
赤根武人の曩は馬關を脱走して筑前に至り轉じて
上國に赴き幕吏の為は捕へらきて獄に繋がれり
しが獄中に在りて書を作り我藩の事情を密告し
を以て赦され潜り郷里に歸り隱伏すること數十
日及びべり然るに其事發覺して遂に大島郡に於て縛
り就く政府の訊問の末明年正月十八日山口鰐石川
末流の河原に於て斬る處に三日間梟首しり其申
渡書左の如し

浦滋之助元家来

右一昨子冬、奇兵隊總督所勤中脱走せしめ、上國に於て被相捕、獄中より存外の書面をも差出候由相聞え、此度歸國の上も數十日の間處々忍び隱き候始末、旁多年の御厚恩を忘却し、不忠不義の至、罪科難遁、依之斬首被仰付候事、

懷舊記事第三卷

終盡（以下は影印の文字）

